

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売を行うので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条の規定により公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

令和6年4月16日

荒 川 区 長      西 川 太 一 郎

記

公売財産の種類	動産
公売財産の表示	別紙のとおり
公売参加申込期間	令和6年4月16日(火曜日)午後1時 から 令和6年5月7日(火曜日)午後11時 まで
入札期間	令和6年5月14日(火曜日)午後1時 から 令和6年5月16日(木曜日)午後11時 まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公売の方法	せり売り(売却区分ごとに売却する。)
売却決定日時	令和6年5月17日(金曜日) 午前10時
売却決定場所	荒川区役所税務課内(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買受代金の納付期限	令和6年5月24日(金曜日)午後2時30分 まで
見積価額	別紙のとおり
公売保証金	別紙のとおり
配当を受ける権利の申し出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を荒川区区民生活部税務課に申し出てください。
買受人の資格その他の要件	次のいずれかに該当する方は公売へ参加できません。 1 国税徴収法第92条または第108条に該当する方 2 荒川区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者 3 法人にあつては役員が前号に該当すると判明した法人 4 荒川区が定めるインターネット公売ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方 5 18歳未満の方(ただし、親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 6 日本語を完全に理解できない方(ただし、代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 7 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除く。)
備 考	1 公売財産の入札をしようとする方は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 2 公売に参加していただくためには、当該物件ごとに公売保証金を納付する必要があります。 3 一度おこなった入札は、変更または取り消しができません。 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定をおこないます。なお、最高価申込者決定時においては、会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。 5 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現況有姿でおこないます。 6 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 7 最高価申込者の決定前に公売財産に掛かる滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは公売を中止します。 8 買受代金の納付前に公売財産に掛かる滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定または売却決定を取り消します。 9 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 10 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 11 荒川区は公売財産について、瑕疵(かし)担保責任を負いません。